

# 清瀬市一般廃棄物処理基本計画 概要版

令和4年3月

清瀬市

# 目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画.....	1
第1節 基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 ごみ処理基本計画の位置づけ.....	2
3 計画の目標年次.....	3
第2節 清瀬市の現状.....	4
1 人口.....	4
第3節 ごみ・資源の処理状況.....	5
1 ごみ処理体制.....	5
2 廃棄物排出量の現状.....	6
3 ごみ処理状況の評価.....	11
第4節 現状の課題の抽出.....	12
1 ごみの排出に関する課題.....	12
2 ごみの減量化に関する課題.....	13
3 資源化に関する課題.....	14
4 収集・運搬に関する課題.....	15
5 ごみ処理経費に関する課題.....	16
第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定.....	17
1 目標の設定.....	17
2 目標を達成する場合のごみ量の予測.....	19
第6節 ごみ処理基本計画.....	21
1 ごみ処理の基本方針.....	21
2 減量化・資源化計画.....	22
3 収集・運搬計画.....	26
4 中間処理・最終処分計画.....	28
5 その他の計画.....	28
第2章 生活排水処理基本計画.....	29
第1節 生活排水処理の体系.....	29
1 生活排水処理フロー.....	29
2 生活排水処理の現状.....	30
第2節 生活排水処理量の推計.....	32
1 し尿及び浄化槽汚泥量の推計.....	32
第3節 生活排水処理計画.....	33
1 基本方針.....	33
2 計画期間.....	33
3 排出抑制計画.....	33
4 収集・運搬計画.....	33

5 中間処理・最終処分計画.....	33
--------------------	----



---

# 第1章 一般廃棄物処理基本計画

---

## 第1節 基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

清瀬市（以下、「本市」という。）では、平成27年度に「第4次清瀬市長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定し、将来像の実現のための施策として、ごみ減量化・再資源化の推進を挙げています。また、同じく平成27年度に「第二次清瀬市環境基本計画」を策定し、基本施策として廃棄物の発生抑制と減量化、リサイクルの推進、廃棄物適正処理対策を挙げています。

廃棄物の処理に関しては、平成28年度に「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を改定し、令和3年度までを計画期間として廃棄物の処理を進めています。

国では、平成28年9月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示されたほか、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第四次循環基本計画」という。）が閣議決定されています。「第四次循環基本計画」では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロス削減していくための対応等について述べられています。また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取り組みの推進も掲げています。

さらに、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。また、令和元年10月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

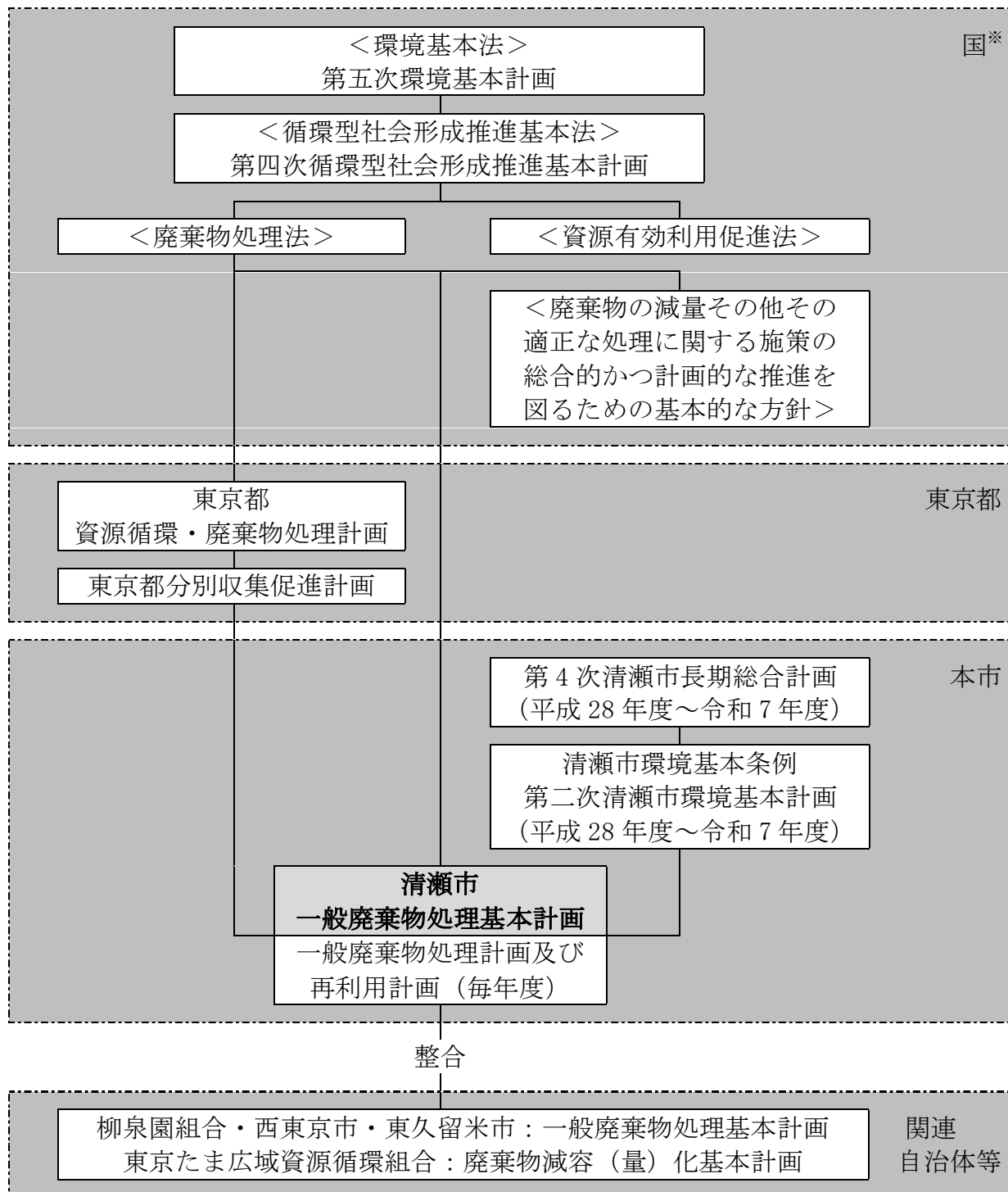
また、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症に伴い、在宅勤務や外食頻度の低下に伴うテイクアウトの増加等、廃棄物の排出に影響を及ぼす可能性がある社会情勢の変化が起きています。

以上のことを踏まえ、令和4年度から令和18年度までの15年間を計画期間とし、新たな「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、本市における一般廃棄物処理の実態を明らかにし、問題点や課題を把握したうえで、長期総合計画に掲げる基本理念の実現のために、循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が連携してごみの減量化や資源化、適正処理を推進することを目的として策定するものです。なお、本計画は、長期的な方針を定めるものであり、より具体的なごみ減量・資源化施策の目標や実施内容については、本計画を基に毎年度策定する「一般廃棄物処理計画及び再利用計画」において定めることとします。また、本計画については、法令の整備や社会情勢の変化を踏まえ、概ね5年毎に見直しを行います。

## 2 ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、自治体が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立ったごみや生活排水の適正処理、リサイクル等の本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

本計画の位置付けを図1に示します。



※ 関係法令の体系については、第1章第3節にて記載しています。

図1 計画の位置付け

### 3 計画の目標年次

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果等についての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

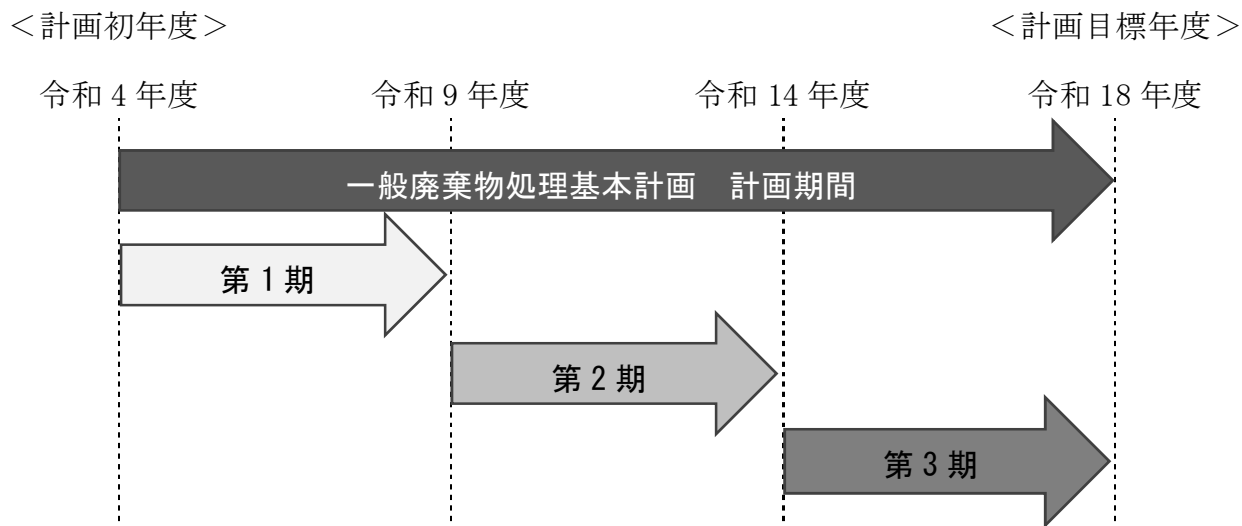


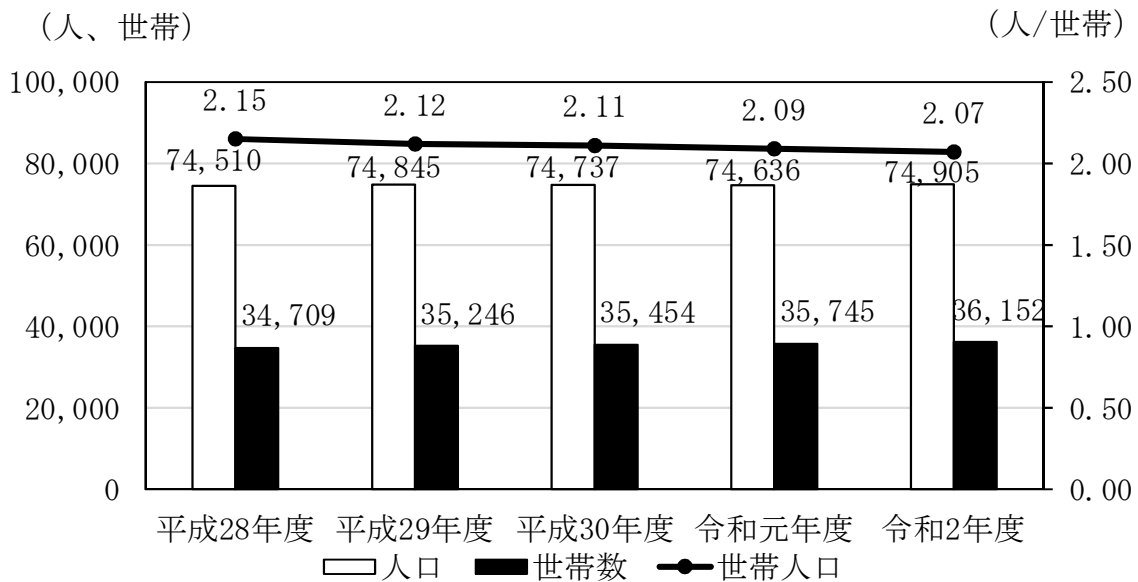
図2 計画の目標年次

## 第2節 清瀬市の現状

### 1 人口

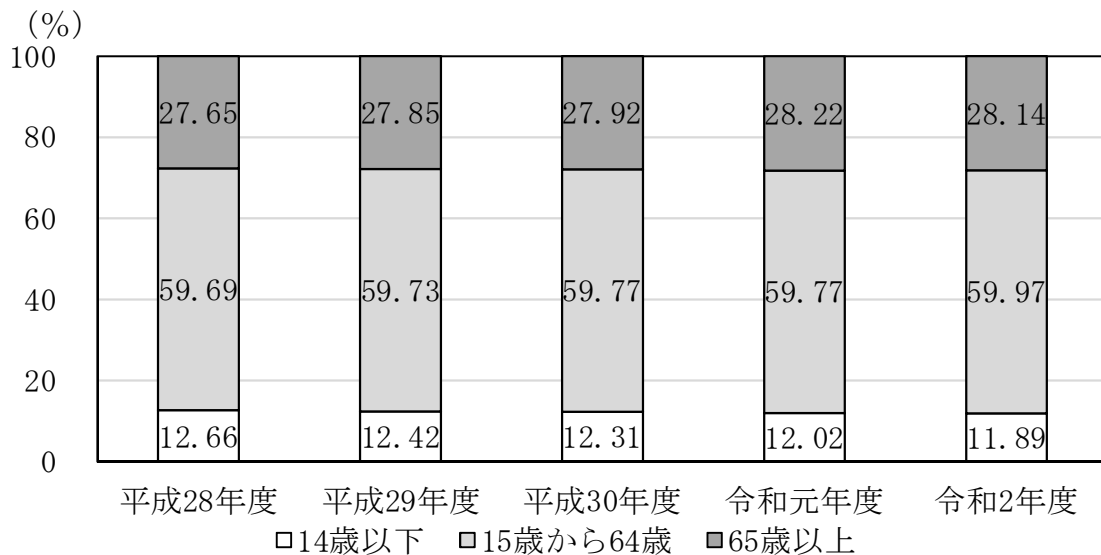
平成28年度から令和2年度にかけて、人口は増減を繰り返しており、世帯数は増加しています。令和2年度の人口・世帯数は直近5年間の中で最も高い数値を示しており、世帯人口は最も低い数値を示していることから、単独世帯数や核家族化が増加していると考えられます。

また、年齢別構成人口については、14歳以下の人口の構成比率が令和2年度にかけて小さくなっています。一方で、15歳から64歳、65歳以上の人口は令和2年度にかけて構成比率が大きくなっています。以上のことより、本市で少子高齢化が進行していることが分かります。



資料：住民基本台帳 1月1日現在

図3 人口・世帯数・世帯人口の推移



資料：住民基本台帳 1月1日現在

図4 年齢別構成人口の推移

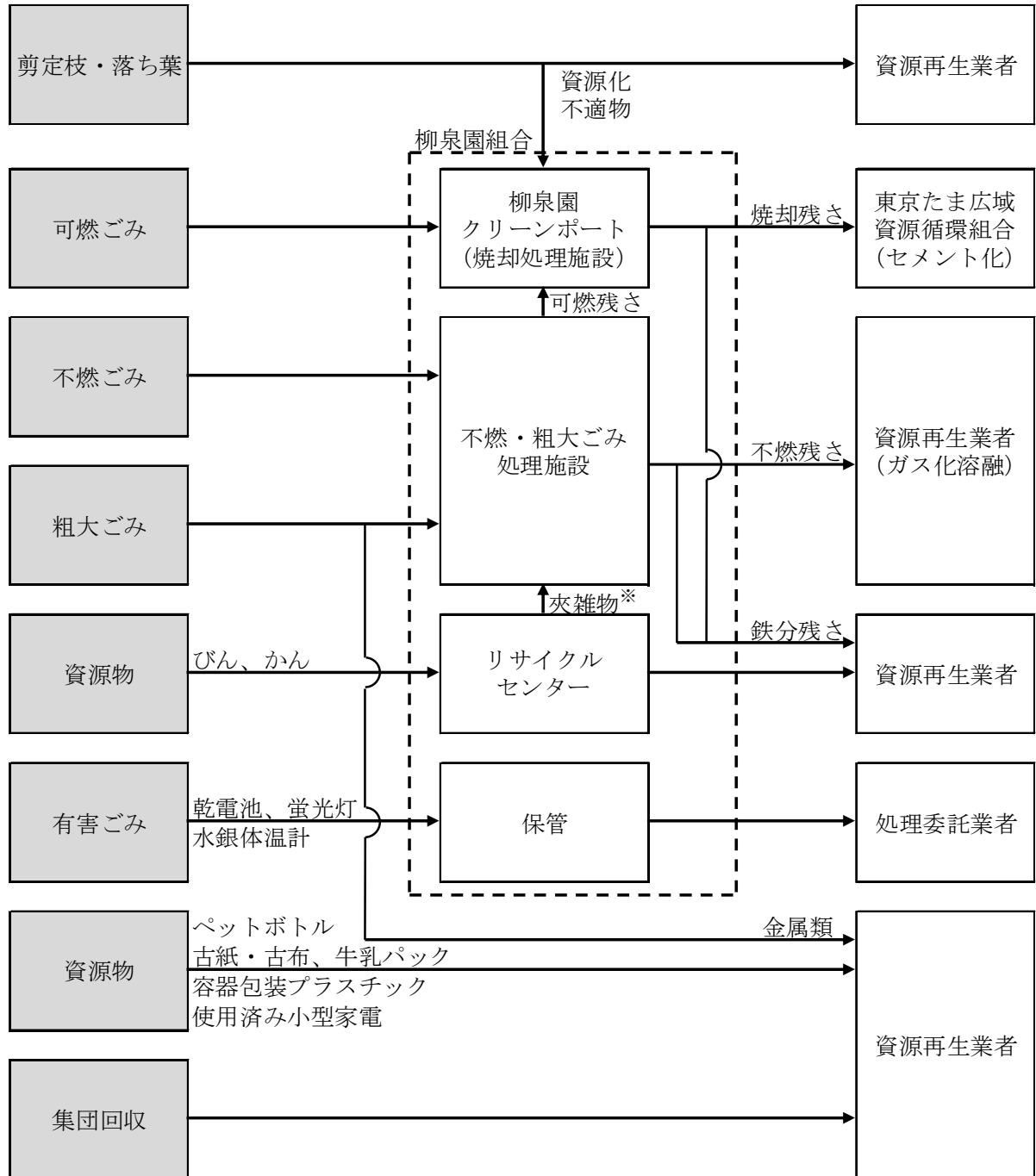


### 第3節 ごみ・資源の処理状況

#### 1 ごみ処理体制

##### (1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図5に示します。



※ 夾雑物（きょうざつぶつ）は、施設で分別された資源化に適さない不適物を指します。

図5 ごみ処理フロー

## 2 廃棄物排出量の現状

### (1) 廃棄物排出量の実績

平成 23 年度から令和 2 年度までの廃棄物排出量実績を表 1、図 6 に示します。

本市の廃棄物排出量（ごみと資源物の合計）は、令和 2 年度には 19,593t/年と直近 10 年間で最も大きくなっています。廃棄物排出量の増加の原因としては、人口の増加も一因と考えられますが、令和 2 年度については下記 2 点の要因も考えられます。

#### 1) 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスの影響により、各家庭で在宅勤務のための環境整備や不要なものの廃棄等が行われ、不燃ごみや粗大ごみ、古紙・古布類の排出が増えたことが要因として考えられます。また、外食が抑制されたことに伴い、テイクアウトが増加する等のライフスタイルの変化による容器包装プラスチックの増加も要因として考えられます。これらのような新型コロナウイルスの影響であれば、一時的な増加である可能性も考えられますが、このまま在宅勤務やコロナ禍でのライフスタイルが継続すると、当面の間、ごみの増加傾向が継続していく可能性もあります。

#### 2) 指定収集袋の手数料変更の影響

家庭からの容器包装プラスチックの排出量が増加した要因としては、令和 2 年 6 月に実施した指定収集袋の手数料変更が考えられます。容器包装プラスチックの指定収集袋の手数料が可燃ごみ及び不燃ごみの指定収集袋の手数料より安価になったことで、今まで可燃ごみや不燃ごみとして排出されていた容器包装プラスチックが、容器包装プラスチックとして分別排出されるようになった可能性があります。

また、令和 2 年度には、新型コロナウイルスにより多くの飲食店が新たにテイクアウトサービスを開始したため、容器包装プラスチックの排出量が増加している可能性があります。

ただし、令和 2 年度は容器包装プラスチックの排出量は増加しましたが、不適合物の混入量も平年より多くなっており、十分に汚れが落ちていない容器包装プラスチックや製品プラスチック等の本来不燃ごみとして排出されるべきものが、指定収集袋の手数料が安価な容器包装プラスチックとして排出されている可能性があります。

そのため、引き続き容器包装プラスチックの分別に対する情報提供や周知徹底を行い、分別の協力を図る必要があります。

表1 廃棄物排出量の実績

単位：t/年

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
ごみ	14,085	13,698	13,830	14,007	13,881	13,761	13,816	13,928	14,068	14,230
家庭系ごみ（行政回収）	11,973	11,868	11,803	11,678	11,697	11,585	11,320	11,145	11,266	11,459
可燃ごみ	10,423	10,379	10,340	10,226	10,270	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736
不燃ごみ	1,484	1,417	1,379	1,371	1,355	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589
粗大ごみ	39	45	57	53	48	49	56	73	86	105
有害ごみ	27	27	27	28	24	28	26	26	26	29
直接持込みごみ	2,112	1,830	2,027	2,329	2,184	2,176	2,496	2,783	2,802	2,771
可燃ごみ（家庭ごみ）	19	18	17	15	21	30	33	39	51	79
不燃ごみ（家庭ごみ）	12	13	10	31	22	22	20	25	19	25
粗大ごみ（家庭ごみ）	10	17	17	15	28	35	60	68	70	68
可燃ごみ（事業系ごみ）	2,071	1,782	1,983	2,268	2,113	2,089	2,383	2,651	2,662	2,599
資源物	5,266	5,314	5,290	5,398	5,265	5,181	5,082	5,063	4,995	5,363
行政回収	3,890	3,973	4,089	4,189	4,122	4,060	4,011	4,068	4,045	4,447
びん類	650	626	627	628	634	627	624	548	555	601
かん類	232	216	218	213	218	229	222	208	208	222
ペットボトル	253	251	258	251	253	256	265	283	285	242
古紙・古布類	1,728	1,893	1,978	2,081	1,985	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128
牛乳パック	15	15	14	13	13	13	12	12	11	11
容器包装プラスチック	1,012	972	993	999	1,015	1,014	1,038	1,030	999	1,135
剪定枝・落ち葉	0	0	0	0	0	0	0	78	94	82
有価物	0	0	0	0	0	10	4	5	5	25
使用済み小型家電	0	0	1	4	4	1	1	1	1	1
集団回収	1,376	1,341	1,201	1,209	1,143	1,121	1,071	995	950	916
紙類	1,294	1,263	1,127	1,130	1,064	1,037	991	918	873	835
布類	68	64	60	65	65	71	65	62	63	66
その他	14	14	14	14	14	13	15	15	14	15
廃棄物（ごみ、資源物合計）	19,351	19,012	19,120	19,405	19,146	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593

廃棄物排出量  
(t/年)

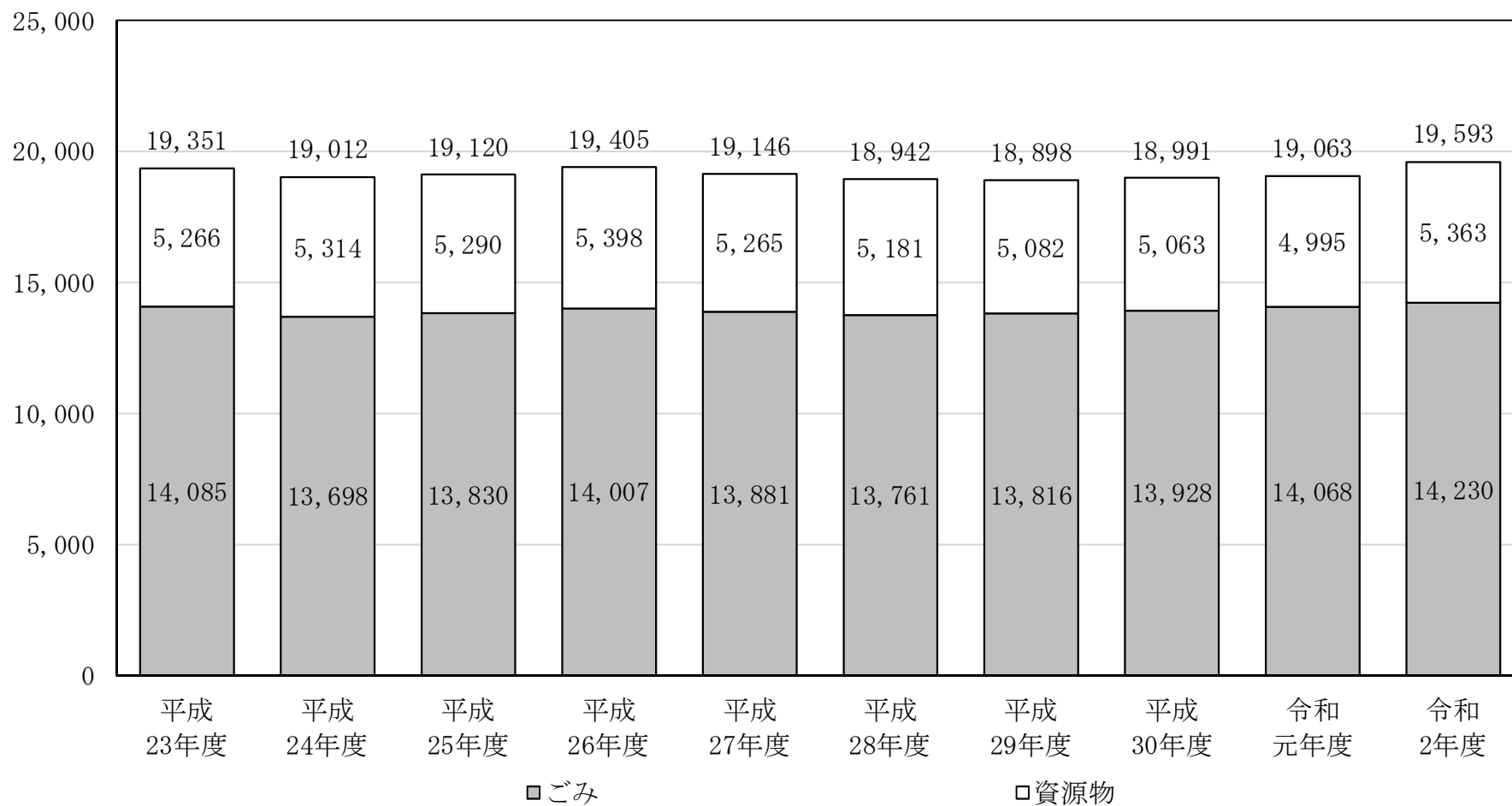


図6 廃棄物排出量の実績

## (2) 家庭ごみ排出量原単位(資源物除く)

平成 23 年度から令和 2 年度までの資源物を除く 1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量(以下、「家庭ごみ排出量原単位」という。)の推移を表 2 に示します。

資源物を除く家庭ごみ排出量原単位は、令和 2 年度は 425.4g/人・日と直近 10 年間で最も小さい平成 30 年度の 413.4g/人・日と比較して、10g/人・日以上増加しています。ごみの分別種類ごとで見ると、令和 2 年度は令和元年度に比べて、不燃ごみの排出量原単位が約 7.0g/人・日増加、粗大ごみの排出量原単位が約 0.6g/人・日増加となっており、新型コロナウイルス感染症の感染予防を目的とした在宅勤務のための環境整備や不要なものの廃棄等によって不燃ごみや粗大ごみの排出量が増え、その結果、ごみ排出量原単位が増加したものと考えられます。

家庭ごみ排出量原単位の減少のためにも、不燃ごみと粗大ごみの減量・資源化を促進していく必要があります。

表2 家庭ごみ排出量原単位（資源物除く）の推移

	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
人口 (1月1日)	人	74,162	74,063	74,216	74,374	74,403	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905
家庭ごみ排出量	t/年	12,014	11,916	11,847	11,739	11,768	11,672	11,433	11,277	11,406	11,631
可燃ごみ	t/年	10,442	10,397	10,357	10,241	10,291	10,196	9,935	9,747	9,805	9,815
不燃ごみ	t/年	1,496	1,430	1,389	1,402	1,377	1,364	1,356	1,363	1,419	1,614
粗大ごみ	t/年	49	62	74	68	76	84	116	141	156	173
有害ごみ	t/年	27	27	27	28	24	28	26	26	26	29
家庭ごみ排出量 原単位	g/人・日	442.6	440.8	437.3	432.4	432.2	429.2	418.5	413.4	417.6	425.4
可燃ごみ	g/人・日	384.7	384.6	382.3	377.3	377.9	374.9	363.7	357.2	358.9	359.0
不燃ごみ	g/人・日	55.1	52.9	51.3	51.6	50.6	50.2	49.6	50.0	52.0	59.0
粗大ごみ	g/人・日	1.8	2.3	2.7	2.5	2.8	3.1	4.2	5.2	5.7	6.3
有害ごみ	g/人・日	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1

※ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみには直接持込みの家庭から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを含めています。

### 3 ごみ処理状況の評価

#### (1) 他市町村との比較

##### 1) 多摩地域 26 市との比較

「多摩地域ごみ実態調査 2020 (令和 2) 年度統計」の多摩地域 26 市のごみ排出量原単位等の比較を表 3 に示します。

令和 2 年度のごみ排出量原単位は、多摩地域 26 市全体が 695g/人・日であるのに対して、本市は 679g/人・日であり、全体平均より 16g/人・日少なくなっています。ごみ排出量原単位は少ない方から 11 番目、ほぼ真ん中となります。本市よりごみ排出量原単位が少ない自治体のごみの減量施策を研究し、本市のごみの減量施策への反映を検討する必要があります。

表3 多摩地域 26 市のごみ排出量原単位等の比較

都市名	人口 (人)	家庭ごみ原単位		ごみ原単位		リサイクル率	
		(g/人・日)	順位	(g/人・日)	順位	%	順位
八王子市	561,872	617	20	739	20	34.7	21
立川市	184,439	555	2	635	5	43.7	3
武蔵野市	147,677	660	23	755	22	39.4	10
三鷹市	190,062	600	16	680	12	39.4	10
青梅市	132,291	635	21	790	24	34.0	23
府中市	260,324	553	1	632	2	39.8	8
昭島市	113,589	595	15	738	19	36.9	16
調布市	237,636	606	17	684	13	42.6	5
町田市	429,200	582	10	711	18	31.9	25
小金井市	123,427	592	14	625	1	50.5	1
小平市	195,120	607	18	662	7	39.9	7
日野市	186,992	557	3	633	3	39.2	12
東村山市	151,478	563	4	664	8	43.2	4
国分寺市	126,432	584	12	634	4	47.1	2
国立市	76,503	590	13	698	15	37.7	13
福生市	56,967	656	22	753	21	34.3	22
狛江市	83,360	609	19	666	10	37.3	14
東大和市	85,305	582	10	664	8	37.2	15
清瀬市	74,823	578	8	679	11	36.9	16
東久留米市	116,961	564	5	710	17	39.7	9
武蔵村山市	71,988	689	25	781	23	35.4	19
多摩市	148,606	573	7	702	16	35.2	20
稲城市	92,051	578	8	691	14	31.2	26
羽村市	54,783	662	24	809	25	36.3	18
あきる野市	80,292	779	26	809	25	33.1	24
西東京市	205,907	569	6	652	6	41.7	6
26 市平均	—	597	—	695	—	38.0	—
最大値	—	779	—	809	—	50.5	—
最小値	—	553	—	625	—	31.2	—

※ 家庭ごみ原単位・ごみ原単位には資源量を含んでいます。なお、集団回収量は除きます。

※ 四捨五入により端数調整をしているため、多摩地域ごみ実態調査と数字が一致しない場合があります。

資料：多摩地域ごみ実態調査 2020 (令和 2) 年度統計

## 第4節 現状の課題の抽出

### 1 ごみの排出に関する課題

#### (1) ごみの減量に向けた努力の継続

本市では、新型コロナウイルスの影響も考えられますが、令和元年度、令和2年度と家庭ごみ排出量原単位（資源物を除く）が増加しています。他にも、人口も増加しているため、ごみ・資源物量も増加しています。

また、令和2年度のごみ排出量原単位（事業系ごみを含む）を多摩地域26市と比較すると、平均値より少ない状況にあります。順位としては少ない方から11番目であり、ほぼ真ん中となっています。

そのため、引き続きごみの減量化に向けて努力する必要があります。

#### (2) アフターコロナのごみ排出

令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の流行により、生活様式に大きな変化が起きています。新型コロナウイルス感染症が収束した後も、新たな働き方としての在宅勤務や、飲食産業によるテイクアウトが継続される可能性があり、それに伴う家庭から排出される廃棄物の増加、テイクアウトによる容器包装プラスチックの増加等、ごみ排出への影響も考えられます。

そのため、生活様式の変化を考慮したごみ減量等の方策を検討していく必要があります。

#### (3) プラスチック総合戦略について

国では海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性を高め、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。

具体的な国の法令や市町村の役割等の詳細は未定であるため、今後の国の動向に注視する必要があります。

#### (4) 在宅医療廃棄物の排出方法について

注射針や針のついた注射器等の在宅医療廃棄物が家庭系ごみとして排出されているケースが見られます。在宅医療廃棄物のうち注射器や針等は市で収集できないため、医療機関または使用済み注射針回収薬局にお持ちいただく必要があります。

また、家庭から排出される注射器や針を除く在宅医療廃棄物は、プラマークがついていても衛生管理上、可燃ごみとして出していただく必要があります。

今後も引き続き、在宅医療廃棄物の排出方法について、市報や市のホームページ、清瀬市ごみ分別マニュアル等による周知を行うとともに、薬局や病院といった様々な場所での注意喚起を行う等、排出方法の周知徹底が必要となります。



## 2 ごみの減量化に関する課題

### (1) 可燃ごみ（家庭ごみ）の減量化

家庭ごみのうち、可燃ごみ排出量は平成 30 年度に最も少なくなっていました。令和 2 年度は平成 30 年度に比べて増加しています。可燃ごみ中に混在していると思われる資源化可能な紙類や容器包装プラスチック等の資源物の分別をより進めるため、情報提供や周知啓発活動を引き続き行う必要があります。

また、水分を多く含んだ重い生ごみについては、水切りや食料品のロスの削減を呼びかけるとともに、自家処理の推進として「生ごみ減量化処理機器購入費助成制度」の利用等についても引き続き情報を発信していき、更なる減量を目指した対策が必要となります。

### (2) 不燃ごみ、粗大ごみの減量化

不燃ごみ排出量は平成 29 年度に最も少なくなっていますが、令和 2 年度は平成 29 年度に比べて増加しています。同様に、粗大ごみ排出量は平成 23 年度が最も少なく、令和 2 年度は平成 23 年度に比べて大幅に増加しています。

これらの減量を目指した対策が必要となります。

### (3) 事業系ごみの減量化

事業系ごみの排出量は、経済活動や地域の開発状況等により影響を受けるため、柳泉園組合に直接搬入された事業系可燃ごみ量は、年度により増減はありますが、直近 3 年は特にごみ量が増加しています。

東京都全体でも事業系ごみは増加傾向となっているため、早急な削減は困難であると考えられますが、事業者への協力依頼をどのようにしていくか検討し、引き続き事業系ごみの減量への協力を呼びかけ、減量化に向けて取り組む必要があります。

### 3 資源化に関する課題

#### (1) 分別徹底に向けた取り組みの推進

平成 28 年度から令和 2 年度までの可燃ごみ、不燃ごみの組成については大きな変化はありません。紙やプラスチック等の資源化できるものが、未だに可燃ごみや不燃ごみに混入していると考えられるため、引き続き、分別の徹底を目指し、ごみ分別アプリや出前講座等を活用し、市民にとって分かりやすい分別指導を行っていく必要があります。

#### (2) 集団回収量の維持に向けた検討

集団回収量は年々減少しており、特に紙類の減少が大きくなっています。これは、新聞や雑誌の購入者数が減少していることや、学校等でのペーパーレス化により紙類の発生量が減少していること、また、資源の持ち去り等による影響等が原因として考えられます。

今後もペーパーレス化等により、紙類の総量が減少し、集団回収量の減少が考えられますが、引き続き、資源の持ち去り等をしないようパトロールを継続的に実施し、注意喚起を行うとともに、分別の徹底と集団回収の利用推進を行っていく必要があります。

また、資源の持ち去り防止のため、パトロールの強化以外に効果的な対策についても今後検討していく必要があります。

#### (3) 使用済み小型家電の資源化

本市では、平成 25 年 10 月から小型家電リサイクル法に基づく、使用済み小型家電の資源化を行っています。収集量が低迷しているため、引き続き周知を行い、特に不燃ごみとして排出されている使用済み小型家電の適正排出を促す必要があります。

#### (4) おむつごみの資源化

おむつごみは水分を多く含むため重量が大きく、高齢化に伴い、今後増加が見込まれるため、資源化等の対策が必要です。今後の状況に応じて情報収集をし、検討していく必要があります。

## 4 収集・運搬に関する課題

### (1) 戸別収集の検証

本市では、高齢化や管理者の不在等により市内に管理の行き届かない集積所が散見され、ステーション方式によるごみの収集では、ごみの排出者を特定することが難しく、分別意識やモラルの低下を招く要因となっていたため、収集体系の見直しを見据えて廃棄物減量等推進審議会ですまざまな検討を行い、令和2年10月1日より戸別収集を実施しています。戸別収集の導入の検討にあたっては、収集時間の増加や収集費用の増加、プライバシー問題、鳥獣被害等のデメリットが上がった一方、廃棄物排出に対する負担軽減や分別排出の徹底、不法投棄の減少等のメリット等を踏まえ、実施することとなりました。実施にあたっては、鳥獣被害を抑えるために集合住宅への収集かごの貸与等の対策を行っています。

今後は、戸別収集の実施によるごみの減量や分別に対しての効果を検証していく必要があります。

また、戸別収集の検証を行うとともに、今後もよりよい収集運搬体制を継続して構築できるように、必要に応じて収集運搬のあり方について検討を行う必要があります。

### (2) 集積所の適正管理

戸別収集の導入に伴い、不要な集積所を廃止することができますが、廃止した集積所は、土地の形状等を理由に土地の買い手を見つけることも難しく、集積所をふさぐ手段を講じたとしても、街の景観の観点からあまり望ましくありません。そこで、本市においてはこれらの問題を考慮し、分別指導の徹底によりごみ減量につながる可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックにおいては戸別収集を実施し、資源物についてはステーション方式としています。そのため、ごみ集積所を廃止し、資源物集積所のみを設置することとし、空きが出るごみ集積所に資源物集積所を移設が可能な場合、移設をしています。

資源物集積所については管理が行き届いていない場合、従来の集積所と同様に不法投棄や他市からのごみの持込み等が発生すること、また、資源物の持ち去りが起きる可能性があります。資源物集積所における不適正な資源物の排出（不法投棄や他市等からのごみの持込み等）や資源物の持ち去りを防止するため、地域住民との協力・連携により資源物集積所の管理や収集体系の見直しも行っていく必要があります。

## 5 ごみ処理経費に関する課題

### (1) ごみ処理経費の検討

本市では廃棄物処理を有料とした平成 13 年当時に比べ、廃棄物の収集や処理にかかる費用が増加し、指定収集袋の購入により賄っている収入との間に大きな隔たりが生じていたため、令和 2 年 6 月 1 日より清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例における処理手数料の改正を施行し、可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋の手数料は 2 円/L に変更しました。容器包装プラスチックの指定収集袋については、分別ルールの周知徹底を進め、資源化の推進や分別意識の向上を図るため、1 円/L のまま変更なしとしています。また、不燃ごみと容器包装プラスチックについては、ごみ減量効果や合理的な活用が期待できないため、5L 相当のミニ袋の製造と販売を廃止いたしました。

戸別収集の実施や指定収集袋の手数料変更等によって、今後のごみ処理経費はこれまでのごみ処理経費とは異なることが考えられるため、今後分析を行い、ごみの減量や分別への効果とあわせて評価していく必要があります。

## 第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定

### 1 目標の設定

#### (1) 前回計画の目標達成状況

前回計画では、減量化目標として、令和3年度を目標年度とし、以下に示すような目標指標を設定しています。

#### 【目標指標】

- ① 家庭ごみ原単位 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ)  
家庭から排出される、1人1日あたりの平均ごみ量 (g/人・日)。
- ② ごみ排出量 = (行政回収ごみ + 直接搬入ごみ)

現状施策を継続した場合の前回計画の達成状況を表4に示します。

令和3年度の予測値と前回計画の目標値を比較したところ、家庭ごみ原単位は21.0g/人・日、ごみ排出量は1,061t 目標を達成できないと考えています。

要因としては、人口の増加や令和元年度の消費税増税や新型コロナウイルスの影響等が考えられます。特に、新型コロナウイルスについては、将来的な収束の目途がたっていないため、今後の新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、引き続き更なるごみ減量化と資源化の推進を行う必要があります。

なお、本計画においては、前回計画だけではなく、国や都の計画、関係団体の計画等を参考にしつつ、本市のごみ量の推移も加味して新たな目標値の設定を行います。

表4 前回計画にて設定された第3期計画目標値との比較

項目	単位	予測値	目標値	達成状況
		令和3年度	令和3年度	
家庭ごみ原単位	g/人・日	420.0	399	+21.0
ごみ排出量	t/年	14,061	13,000	+1,061

※ 達成状況は、令和3年度の予測値と目標値との差を表します。

## (2) 目標の設定

今後、さらなる減量化、資源化を推進するため、前回計画の他に国や都、関係組合の各計画での目標値を参考に本計画の目標値を設定します。

本計画では、東京たま広域資源循環組合の「第6次廃棄物減容(量)化基本計画」の焼却残さ量の削減率(令和元年度に対して令和7年度で6%削減)を参考とし、この目標値を達成することを目指します。なお、これにより前回計画の目標値も達成できる見込みがあります。参考とする目標値を表5に示します。

また、令和8年度以降は行政回収の可燃ごみは現状施策を継続した場合と同じ減少率で減量させていくこと、行政回収の不燃ごみ、粗大ごみ、直接持込みの家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは令和18年度までに平成29年度の排出量原単位まで減量すること、事業系可燃ごみは令和18年度までに平成29年度の排出量まで減量することを目標とします。

以上より、令和2年度の実績値と本計画の目標値を表6に示します。なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うため、見直し時期にあわせた目標も示します。

表5 参考とする目標値

項目	単位	目標値	目標年度
焼却残さ量	t/年	1,548	令和7年度

表6 令和2年度の実績値と本計画の目標値

項目	単位	令和2年度 実績値	令和8年度 第1期目標値	令和13年度 第2期目標値	令和18年度 第3期目標値
ごみ・資源物排出量	t/年	19,593	18,016	17,606	17,080
ごみ排出量	t/年	14,230	12,887	12,515	12,077
家庭ごみ原単位	g/人・日	425.4	388.6	384.8	381.3
焼却残さ量	t/年	1,697	1,538	1,495	1,444

## 2 目標を達成する場合のごみ量の予測

目標を達成する場合のごみ量、資源化量の予測をそれぞれ次に示します。

表7 目標を達成する場合の廃棄物排出量の予測

	単位	実績値					推計値															
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
人口(1月1日)	人	74,510	74,845	74,737	74,636	74,905	74,341	74,178	74,015	73,852	73,539	73,227	72,914	72,602	72,289	71,914	71,539	71,163	70,788	70,413	70,027	69,641
ごみ・資源排出量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	18,990	18,780	18,607	18,351	18,102	18,016	17,972	17,845	17,759	17,661	17,606	17,468	17,372	17,274	17,216	17,080
行政回収	t/年	11,585	11,320	11,145	11,266	11,459	11,052	10,863	10,704	10,490	10,285	10,224	10,192	10,106	10,046	9,980	9,940	9,849	9,784	9,719	9,679	9,588
可燃ごみ	t/年	10,166	9,902	9,708	9,754	9,736	9,472	9,293	9,142	8,947	8,761	8,718	8,700	8,636	8,595	8,548	8,524	8,455	8,408	8,362	8,337	8,268
不燃ごみ	t/年	1,342	1,336	1,338	1,400	1,589	1,464	1,454	1,447	1,430	1,412	1,397	1,386	1,367	1,352	1,337	1,324	1,305	1,290	1,274	1,262	1,243
粗大ごみ	t/年	49	56	73	86	105	89	89	88	87	86	83	80	77	73	70	67	64	61	58	55	52
有害ごみ	t/年	28	26	26	26	29	27	27	27	26	26	26	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25
直接持込み	t/年	2,176	2,496	2,783	2,802	2,771	2,800	2,778	2,748	2,716	2,680	2,663	2,646	2,627	2,610	2,593	2,575	2,558	2,540	2,522	2,506	2,489
可燃ごみ	t/年	30	33	39	51	79	80	80	78	77	77	73	69	64	60	56	51	47	43	39	35	31
不燃ごみ	t/年	22	20	25	19	25	23	23	23	23	22	22	21	21	21	20	20	20	19	19	19	19
粗大ごみ	t/年	35	60	68	70	68	72	72	72	71	70	69	68	66	65	64	63	61	60	58	57	56
可燃ごみ(事業系)	t/年	2,089	2,383	2,651	2,662	2,599	2,625	2,603	2,575	2,545	2,511	2,499	2,488	2,476	2,464	2,453	2,441	2,430	2,418	2,406	2,395	2,383
資源量	t/年	5,181	5,082	5,063	4,995	5,363	5,138	5,139	5,155	5,145	5,137	5,129	5,134	5,112	5,103	5,088	5,091	5,061	5,048	5,033	5,031	5,003
行政回収	t/年	4,060	4,011	4,068	4,045	4,447	4,244	4,268	4,301	4,311	4,320	4,328	4,345	4,339	4,344	4,342	4,355	4,338	4,336	4,332	4,338	4,322
びん類	t/年	627	624	548	555	601	565	562	561	557	554	551	550	545	542	539	538	533	530	527	525	521
かん類	t/年	229	222	208	208	222	210	209	209	208	207	206	205	204	203	201	201	199	198	197	196	195
ペットボトル	t/年	256	265	283	285	242	260	258	257	255	252	250	248	245	243	241	239	236	233	231	229	226
古紙・古布類	t/年	1,910	1,845	1,903	1,887	2,128	2,025	2,046	2,070	2,083	2,095	2,106	2,121	2,124	2,133	2,138	2,149	2,147	2,151	2,154	2,162	2,158
牛乳パック	t/年	13	12	12	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
容器包装プラスチック	t/年	1,014	1,038	1,030	999	1,135	1,081	1,090	1,101	1,105	1,109	1,113	1,119	1,120	1,122	1,123	1,128	1,125	1,126	1,126	1,129	1,126
剪定枝・落ち葉	t/年	0	0	78	94	82	88	89	89	89	89	88	89	88	88	87	87	86	86	86	86	85
有価物	t/年	10	4	5	5	25	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
使用済み小型家電	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	t/年	13	15	15	14	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	11
紙類	t/年	1,037	991	918	873	835	815	794	779	760	745	730	719	704	692	680	671	659	649	639	632	621
布類	t/年	71	65	62	63	66	64	63	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	50	49
その他	t/年	13	15	15	14	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	11
ごみ・資源排出量原単位	g/人日	619.68	604.56	598.99	600.40	621.55	603.11	597.50	591.84	586.36	580.82	580.46	580.19	579.95	579.68	579.45	579.19	579.01	578.75	578.54	578.31	578.12
家庭ごみ	g/人日	429.18	418.51	413.40	417.55	425.41	413.74	407.66	401.51	395.51	389.47	388.61	387.81	387.06	386.27	385.55	384.79	384.12	383.38	382.69	381.98	381.33
可燃ごみ	g/人日	374.90	363.68	357.31	358.94	358.99	352.03	346.18	340.35	334.77	329.26	328.90	328.58	328.31	328.02	327.78	327.51	327.32	327.08	326.87	326.64	326.48
不燃ごみ	g/人日	50.16	49.63	49.97	51.95	59.03	54.80	54.55	54.27	53.90	53.42	53.07	52.73	52.39	52.04	51.70	51.35	51.01	50.66	50.32	49.98	49.63
粗大ごみ	g/人日	3.09	4.25	5.17	5.71	6.33	5.93	5.95	5.91	5.86	5.81	5.67	5.53	5.39	5.24	5.10	4.96	4.82	4.67	4.53	4.39	4.25
有害ごみ	g/人日	1.03	0.95	0.95	0.95	1.06	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97
資源量	g/人日	190.50	186.05	185.59	182.85	196.14	189.37	189.84	190.33	190.85	191.35	191.85	192.38	192.89	193.41	193.90	194.40	194.89	195.37	195.85	196.33	196.79
行政回収	g/人日	149.28	146.84	149.12	148.07	162.64	156.43	157.66	158.80	159.90	160.92	161.89	162.84	163.75	164.63	165.46	166.28	167.07	167.83	168.57	169.30	170.00
集団回収	g/人日	41.22	39.21	36.47	34.78	33.50	32.94	32.18	31.53	30.95	30.43	29.96	29.54	29.14	28.78	28.44	28.12	27.82	27.54	27.28	27.03	26.79
ごみ・資源排出量原単位増減	%	—	—	—	—	—	-3.0%	-3.9%	-4.8%	-5.7%	-6.6%	-6.6%	-6.7%	-6.7%	-6.7%	-6.8%	-6.8%	-6.8%	-6.9%	-6.9%	-7.0%	-7.0%

※ 端数調整により合計が合わない場合があります。

※ 排出量原単位には事業系ごみを含んでいません。





表8 目標を達成する場合の資源化量の予測

		実績値					推計値															
	単位	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度
資源化量	t/年	7,036	6,952	6,913	6,867	7,320	7,038	7,011	7,003	6,959	6,920	6,898	6,893	6,856	6,834	6,806	6,799	6,754	6,726	6,699	6,687	6,643
直接資源化	t/年	2,948	2,900	3,029	2,997	3,455	3,469	3,497	3,531	3,546	3,559	3,571	3,590	3,590	3,599	3,602	3,616	3,606	3,608	3,608	3,617	3,606
中間処理後資源化	t/年	2,967	2,981	2,889	2,920	2,949	2,675	2,643	2,618	2,579	2,544	2,526	2,514	2,493	2,476	2,458	2,447	2,425	2,406	2,390	2,377	2,356
焼却処理施設	t/年	1,695	1,712	1,683	1,700	1,754	1,710	1,684	1,660	1,629	1,600	1,590	1,583	1,571	1,562	1,551	1,545	1,532	1,521	1,512	1,505	1,492
エコセメント化	t/年	1,641	1,659	1,631	1,647	1,697	1,654	1,629	1,606	1,576	1,548	1,538	1,532	1,520	1,511	1,501	1,495	1,482	1,472	1,463	1,456	1,444
鉄分残さ	t/年	54	53	52	53	57	56	55	54	53	52	52	51	51	51	50	50	50	49	49	49	48
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	278	269	274	286	315	290	288	288	284	281	277	274	270	266	263	259	256	252	248	245	241
有価物回収	t/年	107	105	104	114	140	129	128	128	126	125	123	122	120	118	117	115	114	112	110	109	107
再利用化 (固形燃料化 /ガス化溶融)	t/年	171	164	170	172	175	161	160	160	158	156	154	152	150	148	146	144	142	140	138	136	134
リサイクルセンター	t/年	994	1,000	932	934	880	675	671	670	666	663	659	657	652	648	644	643	637	633	630	627	623
ガラス類	t/年	532	538	466	466	505	475	472	471	468	466	463	462	458	455	453	452	448	445	443	441	438
かん類	t/年	218	210	197	196	211	200	199	199	198	197	196	195	194	193	191	191	189	188	187	186	185
ペットボトル	t/年	244	252	269	272	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
古紙・古布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	1,121	1,071	995	950	916	894	871	854	834	817	801	789	773	759	746	736	723	712	701	693	681
ごみ・資源化量	t/年	18,942	18,898	18,991	19,063	19,593	18,990	18,780	18,607	18,351	18,102	18,016	17,972	17,845	17,759	17,661	17,606	17,468	17,372	17,274	17,216	17,080
資源化率	%	37.1	36.8	36.4	36.0	37.4	37.1	37.3	37.6	37.9	38.2	38.3	38.4	38.4	38.5	38.5	38.6	38.7	38.7	38.8	38.8	38.9

※ 資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量

※ 資源化率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ + 資源排出量)



## 第6節 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の基本方針

本市では、次の基本方針に基づきごみ処理を行うことで、ごみの排出抑制、減量化、資源化を推進し、循環型社会の形成を目指します。

#### (1) 『3R原則』に基づくごみ処理

3R原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上で資源として利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。本市では、柳泉園組合の役割分担等を考慮し、排出前の「ごみの減量」を進めることで循環型社会を形成していきます。

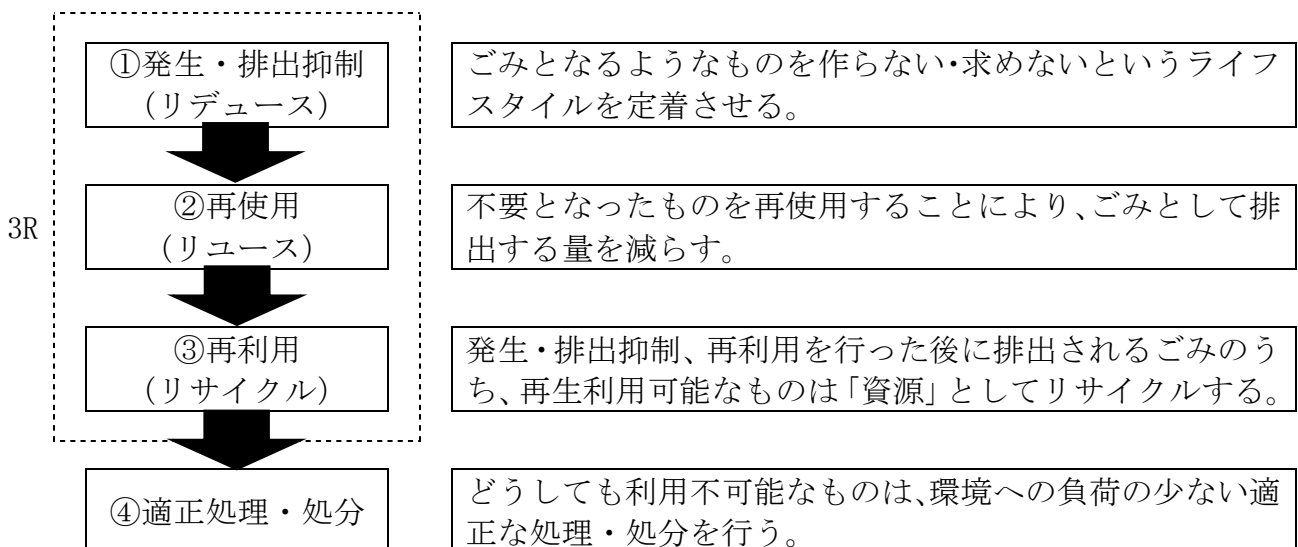


図7 3R原則に基づくごみ処理の流れ

#### (2) 本市の地域特性を踏まえた施策の展開

本市は、都心に近い位置にありながら農地や緑地、街路樹等の緑が豊かであること等、本市の特性を踏まえたうえで、各種の施策や取り組みを効果的に推進・展開します。

## 2 減量化・資源化計画

### (1) 3Rの強化及び5Rの定着

5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の普及・啓発を行い、ごみ減量の推進を行っていきます。特に本計画では、国の第四次循環基本計画で掲げているリデュース、リユース、リサイクルの3Rの取り組みの強化をはかり、更なるごみの減量を図ります。

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| ①リデュース（Reduce：発生抑制）  | ：分別徹底等によりごみを出さない       |
| ②リユース（Reuse：再利用）     | ：使えるものは何度も再使用する        |
| ③リサイクル（Recycle：再生利用） | ：使えなくなったものを原料として再生利用する |
| ④リフューズ（Refuse：拒否）    | ：過剰包装を断る等、ごみとなるものを作らない |
| ⑤リペア（Repair：修理）      | ：修理してものを長く使用する         |

### (2) 意識向上、情報提供

ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、市民一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた更なる意識の向上を図ります。更なる意識向上に向けての施策としては、下記に示すような施策案・手法案が考えられます。

#### 【施策案・手法案】

- ①ごみ処理施設見学会や出前講座等を行うことで、ごみ処理の現状と課題の周知やごみ減量活動に対する意識啓発を図ることができます。
- ②環境教育・環境学習の活動を強化することで、小中学生に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうことができると考えられます。  
また、市民や事業者に対して日頃から啓発活動や指導を行う他、環境フェア等のイベントを通して環境学習の場所・機会を整備することによって、ごみ問題への意識の高揚を図ることができます。
- ③自治会等と連携し、出前講座や説明会等でごみの減量・リサイクルの情報を提供することで、住民の協力を求めていくことができると考えられます。
- ④広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ等のメディアを活用することで、ごみ減量やリサイクルに関する情報発信を積極的に行うことができます。
- ⑤ごみ量の推移や目標との評価を毎年度公表することで、計画の進捗状況の周知を図ることができ、計画推進に向けた意識向上を図ることができます。
- ⑥人や社会、環境、地域に配慮したエシカル消費の認定マーク（エコマーク等）の普及啓発や市広報、ホームページでの情報提供を行うことにより、エシカル消費を促進できると考えられます。
- ⑦事業系ごみの減量への協力を呼びかけることで、事業系ごみの減量を図るこ

とができると考えられます。

- ⑧スーパーマーケットや市内コンビニストア、商店や公共交通機関等と協力し、店舗等でのパネル展示や動画上映等によりレジ袋の削減や食品ロスの削減等と呼びかけることで、ごみ問題への意識の向上につなげることができると考えられます。
- ⑨マイバックやマイボトルの利用を呼び掛けることで、ごみ問題への意識向上を図ることができると考えられます。
- ⑩ごみ減量に対する意識を維持するための施策や周知の方法等を検討し、実施することで、ごみ減量に対する意識を継続的に維持できると考えられます。

### (3) 資源物の分別徹底

#### 1) リサイクルの推進

リサイクルの推進を図るためには、分別の徹底が重要な課題となります。ごみ分別の周知啓発や指定収集袋の手数料変更、戸別収集の導入等により、ごみ分別意識の向上は図られていると考えられますが、更なる分別徹底を図り、地域におけるリサイクルの推進を図っていきます。更なる分別徹底を図るための施策としては、下記に示すような施策案・手法案が考えられます。

#### 【施策案・手法案】

- ①集合住宅の自治会や管理組合等と協働をし、居住者によるリサイクルシステムの構築を推進することで、資源物の集団回収の活性化を図ることができると考えられます。
- ②資源の持ち去りに対するパトロールを強化し、実施することで、資源物集積所等からの資源（特に紙類）の持ち去りを防止することができます。
- ③分別方法の周知を強化するために、出前講座や個別指導等を行うことで、分別方法の周知を強化し、資源物の分別徹底の推進を図ることができます。特に、紙類や容器包装プラスチックについては、資源化可能なものが可燃ごみ、不燃ごみに混入している可能性が考えられますので、実態の詳細把握を図ることで分別の徹底を推進していくことができると考えられます。
- ④本市による資源回収の他、牛乳パック、トレイ、ペットボトル、びん類、かん類等の店頭回収、廃乾電池等の販売店回収、インクカートリッジの回収等を継続して行うことで、分別の徹底、リサイクルの推進を図ることができます。
- ⑤使用済み小型家電の収集量が低迷しているため、引き続き分別方法の周知を行うことで、リサイクルシステムの確立に向けた取り組みの更なる推進を図ることができます。  
また、他にも民間事業者と連携し、不要なパソコン及び周辺機器を宅配便で無料回収し、リサイクルする等の取り組みを継続して行い、取り組みのさらなる周知を行うことで、リサイクルシステムの確立を図ることができます。
- ⑥分別アプリの活用を促進することで、分別の徹底を図ることができます。
- ⑦国では、国内におけるプラスチックの資源循環の重要性から、令和3年6月

には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布しています。容器包装プラスチック以外のプラスチック製品を含めたプラスチック廃棄物の分別収集や排出抑制、再商品化等を行うことで、リサイクルの推進等を図ることができると考えられるため、今後の国の動向を注視し、検討をしていきます。

- ⑧ポストコロナの生活様式の変化により、容器包装プラスチックの増加等が考えられるため、容器包装プラスチック等の排出抑制を啓発することや事業者により再利用可能な容器の使用を啓発すること等で、容器包装プラスチック等の排出抑制を推進することができると考えられます。
- ⑨資源物の回収方法（例：雑誌収納袋による雑誌の回収等）の違いによる分別率について分析を行うことで、よりよい資源物回収方法を検討し、リサイクルの推進等を図ることができます。
- ⑩剪定枝の電話・電子申請での申込制による回収を継続して行うことで、資源化できる剪定枝のみを回収することにより、リサイクルの推進等を図ることができます。
- ⑪高齢化に伴い、今後増加が見込まれるおむつごみについて、今後の状況に応じて資源化の取り組み等の情報収集を行い、検討することでリサイクルの推進等を図ることができると考えられます。

## 2) 事業系ごみの分別の徹底

事業者には許可業者との契約の推進と併せて、分別の徹底を指導します。

柳泉園組合と連携し、事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には搬入を規制するとともに、持込みを行った業者に指導を徹底します。

また、事業系ごみには大量の紙類（OA用紙等）が排出されていると考えられるため、「紙類」の資源化に向けた事業者の意識啓発、事業系古紙の回収ルートの周知・広報を行います。また、CSR（企業の社会的責任・貢献）を念頭に業界団体や商工会等の事業者間の連携・協力を推進し、事業系ごみの適正処理やリサイクルルートの確保を図ります。

## (4) 生ごみの減量化、資源化

### 1) 生ごみの減量・資源化の推進

家庭から排出されるごみの多くを占める「生ごみ」処理に多大なエネルギーとコストを要していることがごみ処理事業全体の課題となっており、ごみ処理コストの削減のためにも生ごみの減量化・資源化の推進が必要です。

生ごみの減量化・資源化に向けて、下記に示す施策案・手法案から状況に応じて選択し、生ごみの減量化・資源化の推進を図っていきます。

#### 【施策案・手法案】

- ①市民に賞味期限と消費期限の違いを理解していただき、買いすぎの防止や調理による廃棄の抑制等の周知を図り、食品ロスの削減を図ります。
- ②料理レシピサイトや全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等の情報を発信し、食材を無駄にしないレシピを紹介し、食品ロスの削減を図ります。
- ③家庭で生じた生ごみを自家処理することでごみとして出さない、または水分を多く含んでいるため水切り等を行い、水分を除いてから排出していただくよう意識啓発を引き続き行います。  
また、自家処理の推進として「生ごみ減量化処理機器購入費助成制度」の利用等についても引き続き情報を発信していきます。生ごみ減量化処理機器をより普及させるために、質の良いコンポスト（堆肥）の作り方や家庭菜園等でのコンポストの利用例等を発信する等、生ごみ減量化処理機器購入後のサポートも検討します。
- ④市域全体での生ごみの減量化・資源化に向けて分別収集のあり方や資源化ルート、施設の整備等について検討を行います。併せて生ごみからの生成資源の利用先について調査し、地域における生ごみを対象とした資源循環システムの構築について検討します。
- ⑤食料品ロスの削減のため、コンビニエンスストアや事業者と協力し、すぐに食べる物を購入する時には、手前においてある商品（期限が近い物）を取る「手前どり」への周知を図ります。
- ⑥宴会等での食べ残しを減らすため、乾杯後の30分間は料理を味わい、お開きの10分前に食べきりを呼びかける30・10運動を引き続き推進します。
- ⑦食べ残しを持ち帰ることができるドギーバック（持ち帰り用の容器）の普及の推進を検討します。

### 2) 事業系の生ごみの資源化の推進

事業所から排出される生ごみは、家庭から排出される生ごみと比較して、恒常的に決まった量が排出されること、生ごみの成分が安定していること等の理由により、資源化しやすいことが特徴です。事業系生ごみの資源化の推進に向けて、業界団体や商工団体等との連携・協働の元で事業者により一層の協力を求めることを検討します。

### 3 収集・運搬計画

#### (1) 効率的な収集・運搬体制の整備

##### 1) 戸別収集

令和2年10月1日より開始した戸別収集について、戸別収集の実施によるごみの減量や分別に対しての効果を検証していきます。資源物収集の戸別化等、よりよい収集・運搬体制構築のために、必要に応じて収集運搬のあり方を検討します。

##### 2) 集積所の適正管理

戸別収集の導入に伴い、ごみ集積所を廃止し、資源物集積所のみを設置していますが、引き続き不法投棄の防止や資源物の持ち去りの防止の観点から地域住民との協力・連携により資源物集積所の管理を行っていきます。

##### 3) 資源物の持ち去りに対する対策の強化

本市では、持ち去りの防止対策として、「清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第27条2を平成24年4月1日に改正し、一般廃棄物の処理計画に定める場所に集積された資源物の所有権は市に帰属するとしていることから、市内循環パトロールを実施する等の対策を行っています。今後も引き続きこれらの対策を継続して実施していくとともに、地域住民や収集・運搬業者等と情報交換を行い、適切な対策を検討します。

また、必要に応じて資源物の収集方法についても検討を行います。

#### (2) ごみ収集における住民サービスの向上

##### 1) 収集サービスの向上

家庭ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の収集・運搬は、今後も引き続き民間業者への委託により実施します。民間委託は、経済性・効率性の面からは有効な手段と考えていますが、よりよい収集・運搬のあり方について今後も引き続き検討を行います。

また、収集・運搬業者に対し環境・衛生への配慮を促す等の適正な指導を行うことも検討します。

##### 2) 高齢化社会への対応

高齢化社会の進展等に対応するため、高齢者や障がい者で自宅内からごみや資源物を持ち出すことが困難な方を対象として行っている「ふれあい収集」について、引き続き、実情にあった認定を行います。



### 3) 清掃行政のイメージアップ

ごみの収集・運搬は、ごみの発生・排出から最終処分までの一連のごみ処理の過程において、市民と清掃行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

## (3) 指導の充実

### 1) 排出マナー指導の徹底

戸別収集により意識向上は図れていると考えられますが、排出マナーを守らない住居等に対しては直接指導を行います。

また、廃棄物減量等推進員等を活用し、立会によるマナー徹底のための協力要請を行います。

### 2) 集合住宅への排出マナー指導

排出ルールが守られにくい集合住宅対策として、その所有者（家主）や管理者である不動産業者に対し、居住者への指導を徹底するための協力を要請する等の措置を講じます。併せて、自治会等地域団体の協力のもと、集合住宅居住者の排出ルール向上に向けたPRや指導を展開していきます。

### 3) 事業系ごみの分別の推進

事業系ごみの収集・運搬は、今後も許可業者による収集・運搬とします。

小規模排出事業者に対しては、市の収集への排出から許可業者への転換を推進します。

## 4 中間処理・最終処分計画

### (1) 柳泉園組合における共同処理の継続

経済的かつ効率的にごみ処理を行うため、今後も西東京市、東久留米市、柳泉園組合と連携し、安全かつ適正な共同処理を行います。

### (2) 最終処分場の延命化

平成 17 年度までは、柳泉園組合の中間処理施設からの処理残さは、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で埋立処分を行っていましたが、東京たま広域資源循環組合では、平成 18 年度から二ツ塚処分場の負荷軽減、多摩地域の更なるリサイクルの推進を目的とし、焼却残さのエコセメント事業を開始しており、現在では二ツ塚処分場への埋立量はゼロとなっています。

多摩地域に新たな最終処分場を確保することは極めて困難であることから、今後も埋立量ゼロを継続していきます。

### (3) 焼却残さの資源化の継続

柳泉園組合の中間処理施設から排出される焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において資源化を継続します。

### (4) 不燃残さの資源化の継続

柳泉園組合の中間処理施設から排出される不燃残さについては、再資源化事業を継続します。

## 5 その他の計画

### (1) 災害廃棄物処理計画の策定

災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、災害廃棄物処理計画を策定します。

### (2) 災害時を含めた関係自治体・関係団体との連携強化

清瀬市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生前から西東京市、東久留米市、柳泉園組合等や廃棄物処理業者等と災害廃棄物処理に係わる協定の締結に向けて協議等を行い、連携の強化を図ります。

## 第2章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の体系

#### 1 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理フローを図8に示します。また、各処理主体を表9に示します。

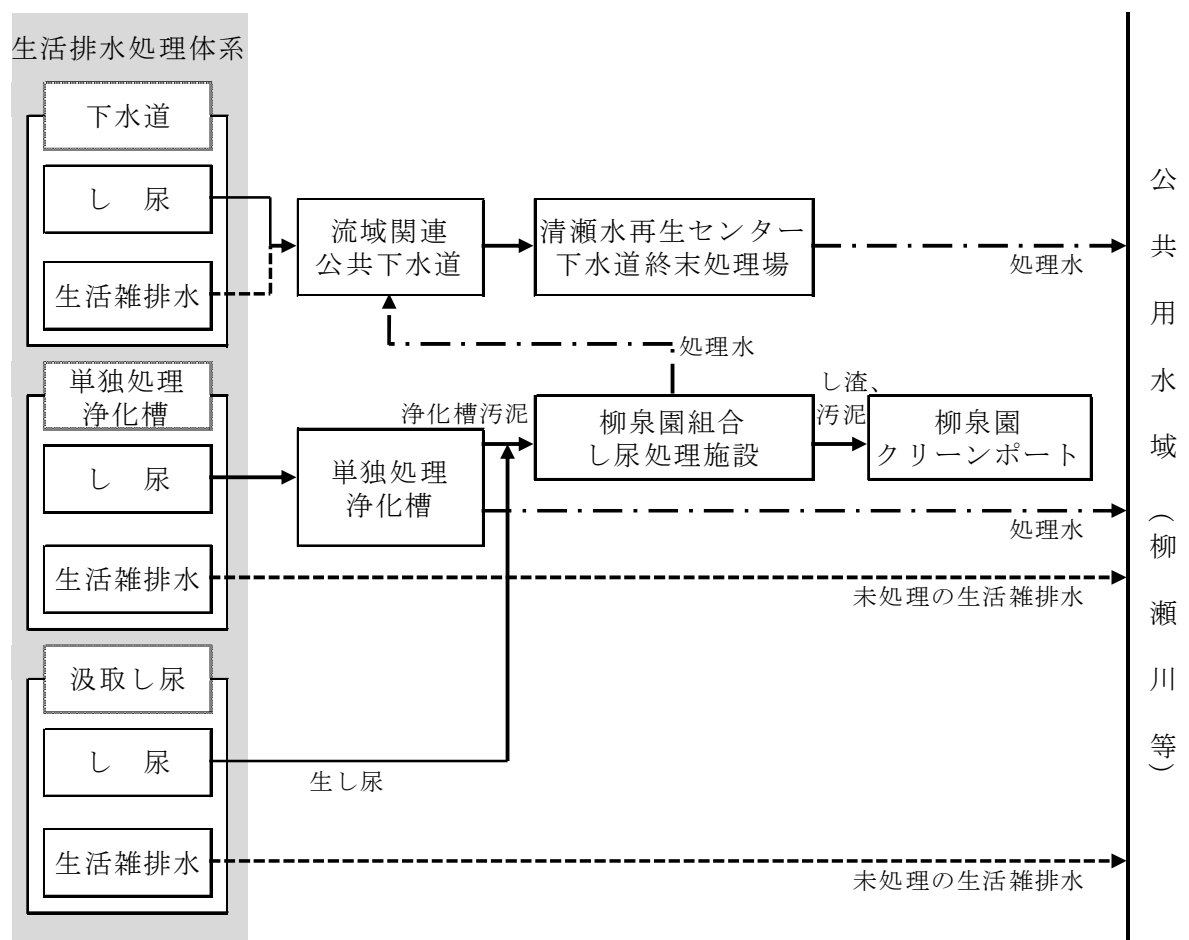


図8 生活排水処理フロー

表9 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東京都
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	汲取りし尿、浄化槽汚泥	柳泉園組合

## 2 生活排水処理の現状

### (1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を表 10 に示します。

公共下水道の普及率はほぼ 100%で推移しており、本市域内ではほぼ全域に下水道が普及しています。

表10 下水道普及率

区分	行政区域人口 【A】 人	処理区域人口 【B】 人	水洗便所設置 済人口 人	普及率【B/A】 %
平成 23 年度	74,062	74,024	73,382	99.94
平成 24 年度	74,010	73,979	73,381	99.95
平成 25 年度	74,247	74,224	73,641	99.96
平成 26 年度	74,266	74,252	73,735	99.98
平成 27 年度	74,485	74,471	74,030	99.98
平成 28 年度	74,642	74,628	74,203	99.98
平成 29 年度	74,835	74,825	74,426	99.98
平成 30 年度	74,714	74,709	74,335	99.99
令和元年度	74,663	74,658	74,309	99.99
令和 2 年度	74,972	74,967	74,625	99.99

### (2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を表 11 に示します。

表11 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

項目 年度	搬入量				1日あたり搬入量 (365日平均)	
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入量 kL/日	搬入率 %
		搬入量 kL/年	混入率 %			
平成 28 年度	144	100	41.0	244	0.7	2.0
平成 29 年度	152	72	32.1	224	0.6	1.7
平成 30 年度	138	78	36.1	216	0.6	1.7
令和元年度	135	66	32.8	201	0.5	1.4
令和 2 年度	124	71	36.4	195	0.5	1.4

※ 浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は柳泉園組合し尿処理施設の施設規模（35kL/日）に対する比率を示します。

### **(3) 収集・運搬方法**

本市で収集対象とするものは、し尿及び浄化槽汚泥になります。収集区域は市内全域で、公共下水道未接続世帯を対象に収集を行います。

収集・運搬方法は、し尿は委託業者が月に 1 回、浄化槽汚泥は許可業者が随時、収集箇所からバキューム車により直接収集し、柳泉園組合し尿処理施設へ搬入し、処理を行っています。

### **(4) 処理方法**

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正に処理し、下水道へ希釈放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）にて焼却処理され、焼却残さについては、東京たま広域資源循環組合にてエコセメントの原料として再利用されています。

### **(5) 生活排水処理の課題**

公共下水道がほぼ 100%普及しているため、未接続の世帯、浄化槽使用世帯や汲取りし尿世帯の公共下水道への接続を促進する必要があります。

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少し、それに伴いし尿処理施設での処理量も減少しますが、処理施設の規模は変わらないため、処理単価が上昇します。

## 第2節 生活排水処理量の推計

### 1 し尿及び浄化槽汚泥量の推計

し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果を表12に示します。

表12 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

単位：kL/年

年度	汲取し尿	単独処理 浄化槽汚泥	合計	備考
平成30年度	138.0	78.0	216.0	実績
令和元年度	135.0	66.0	201.0	
令和2年度	124.0	71.0	195.0	
令和3年度	113.2	69.0	182.2	予測
令和4年度	109.6	69.0	178.6	
令和5年度	106.4	69.2	175.6	
令和6年度	106.1	69.0	175.1	
令和7年度	99.0	69.0	168.0	
令和8年度	95.5	69.0	164.5	
令和9年度	92.2	69.0	161.2	
令和10年度	92.0	68.6	160.6	
令和11年度	88.4	68.6	157.0	
令和12年度	88.4	68.1	156.5	
令和13年度	88.7	67.9	156.6	
令和14年度	88.4	67.2	155.6	
令和15年度	88.4	67.0	155.4	
令和16年度	88.4	66.6	155.0	
令和17年度	85.1	66.5	151.6	
令和18年度	84.9	65.9	150.8	

### 第3節 生活排水処理計画

#### 1 基本方針

本市では、ほぼ全域で公共下水道が整備されているため、未だに汲取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯に対して公共下水道への接続を促進し、今後完全水洗化が推進されることを前提に、残存する汲取り世帯や浄化槽世帯から発生するし尿及び浄化槽汚泥については、適正かつ衛生的なし尿処理事業を維持していくこととします。

#### 2 計画期間

計画期間は、令和4年度を初年度とし、15年後の令和18年度までとします。

#### 3 排出抑制計画

汲取りし尿世帯及び浄化槽世帯に対して公共下水道への接続を推進します。

また、汲取りし尿の便槽の密閉の点検及びバキューム車による収集時に砂を吸入しないように、収集業者の注意を促します。

浄化槽汚泥排出者については、適正な点検清掃を行うとともに、廃食用油や厨芥くず等の浄化槽の処理に大きな負荷となるものを排水口等に流さないように指導を図ることで排出抑制に対応します。

#### 4 収集・運搬計画

収集・運搬は引き続き委託業者や許可業者にて行います。収集件数は今後とも減少と見込まれるため、可能な限り効率的な収集システムの構築を検討します。

#### 5 中間処理・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は横ばいで推移する予測となっているため、中間処理については、引き続き柳泉園組合や西東京市、東久留米市と連携し、共同処理を継続することを基本とします。

処理に伴い排出されるし渣、汚泥についても引き続き柳泉園組合の柳泉園クリーンポートにて焼却処理後、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化を行うことを基本とします。

清瀬市 一般廃棄物処理基本計画概要版

令和4年3月

発行／清瀬市

編集／清瀬市市民環境部環境課

住所／〒204-0003

東京都清瀬市下宿2丁目553

電話／042-493-3750

FAX／042-495-9333